

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第128号

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 二酸化炭素

第4条を削る。

第3条中「第8条第1号」を「第3条第1項」に、「温室効果ガスたる」を「第2条各号に掲げる」に、「合計する」を「合計した量から、本市の区域内における森林の保全及び整備による温室効果ガスの吸収量として別に定める方法により算定される量を減じる」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(特定事業者)

第3条 条例第2条第1項第6号アに規定する別に定める量は、別に定める方法により原油の数量に換算して1,500キロリットルとする。

2 条例第2条第1項第6号イに規定する別に定める台数は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる台数とする。

(1) 貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車 100台

(2) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車並びに同条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業（以下「特定旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車のうち車両総重量が8,000キログラム以上、最大積載量が5,000キログラム以上又は乗車定員が11人以上のもの 100台

(3) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車、特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車のうち車両総重量が8,000キログラム未満、最大積載量が5,000キログラム未満又は乗車定員が10人以下のもの

もの及び同法第21条第2号の規定による許可を受けた同法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者が乗合旅客の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が8,000キログラム未満、最大積載量が5,000キログラム未満又は乗車定員が10人以下のもの 150台

3 条例第2条第1項第6号ウに規定する別に定める数は、150両とする。

4 条例第2条第1項第6号エに規定する別に定める量は、別に定める方法により二酸化炭素の量に換算して3,000トンとする。

第5条から第8条までを次のように改める。

(環境マネジメントシステム)

第5条 条例第10条第1項第2号に規定する別に定める仕組みは、次に掲げるものとする。

- (1) 國際標準化機構の規格14001に適合する仕組み
- (2) 特定非営利活動法人KES環境機構の規格に適合する仕組み
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準じる仕組みとして市長が認めるもの

(温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない自動車等の賃借)

第6条 条例第16条第4項に規定する別に定める賃借は、賃借の期間（以下「賃借期間」という。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものとする。

(特定事業者による環境マネジメントシステムの導入等)

第7条 条例第22条第1項第3号に規定する別に定める事業所は、次に掲げるものとする。

- (1) 従業者の数が最も多い事業所
- (2) 床面積の合計が最も大きい事業所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境マネジメントシステムの導入による他の事業所への啓発の効果が特に高い事業所として市長が適当と認める事業所

2 条例第22条第2項の規定による報告は、環境マネジメントシステムを導入した年度以降の各年度の翌年度の7月31日までに、環境マネジメントシステム導入報告書（第1号様式）により行うものとする。

(温室効果ガスを排出しない新車等の購入等)

第8条 条例第23条第1項に規定する別に定める自動車は、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、二輪の自動車及び被けん引自動車を除く。

- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 条例第23条第1項に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 特定年度において特定事業者に該当することとなった事業者 計画期間
- (2) 特定年度以外の年度において特定事業者に該当することとなった事業者 計画期間のうち、特定事業者に該当することとなった年度前の年度を除いた期間

3 条例第23条第1項に規定する別に定める割合は、50パーセントとする。

4 条例第23条第1項第1号に規定する別に定める自動車は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないもの
- (2) 水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車

5 条例第23条第1項第2号に規定する別に定める自動車は、次に掲げるものとする。

- (1) 電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガス（以下「自動車排出ガス」という。）の排出の抑制に資するものをいう。以下同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの
- (2) 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
- (3) 揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車のうち、その燃料消費効率（自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下同じ。）が別に定める基準を満たすもの

6 条例第23条第2項の規定による報告は、新車の購入等をした年度の翌年度の7月31日までに、新車購入等報告書（第2号様式）により行うものとする。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条

とし、同条の次に次の1条を加える。

(自動車環境情報)

第12条 条例第25条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 温室効果ガスの排出の量
- (2) 燃料消費効率
- (3) 自動車排出ガスに含まれる次に掲げる物質の量
 - ア 一酸化炭素
 - イ 炭化水素
 - ウ 窒素酸化物
 - エ 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、粒子状物質

- (4) エアコンディショナーの冷媒の種類及び使用量
- (5) 容易に再生利用又は再使用をすることができる部品の種類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第13条を第24条とし、同条の前に次の11条を加える。

(温室効果ガスを排出しない新車等の販売の実績に係る報告)

第13条 条例第25条第3項の規定による報告は、新車の販売に係る各年度の翌年度の7月31日までに、新車販売実績報告書(第3号様式)により行うものとする。

(事業者排出量削減計画書等の提出)

第14条 条例第27条第1項に規定する別に定める日は、9月30日とする。

2 条例第27条第3項に規定する届出書は、事業者排出量削減計画変更届(第4号様式)とする。

(温室効果ガスの排出の量を自ら削減したものとみなすことができる手段)

第15条 条例第29条第2項に規定する別に定める地球温暖化対策は、次の各号に掲げるものとし、同項の規定により自ら削減したものとみなすことができる温室効果ガスの排出の量は、当該地球温暖化対策の区分に応じ、当該各号に掲げる量とする。

- (1) 森林の保全及び整備 当該保全及び整備により吸収される二酸化炭素の量のうち市長が指定する機関の認証を受けた量
- (2) 地域産木材の利用 その利用により他の木材を利用した場合に比べて発生が抑制される二酸化炭素(木材の輸送に係るものに限る。)の量のうち市長が指定する機関の認証を受けた量

- (3) 再生可能エネルギーを利用して得た電力又は熱の供給 その供給により当該供給をしなかった場合に比べて発生が抑制される二酸化炭素の量として別に定める方法により算定した量
- (4) グリーン電力証書（再生可能エネルギーを利用して得た電力の環境への配慮に係る価値を証する書類として別に定めるものをいう。）又はグリーン熱証書（再生可能エネルギーを利用して得た熱の環境への配慮に係る価値を証する書類として別に定めるものをいう。）の購入 購入した当該グリーン電力証書又はグリーン熱証書により証される価値を別に定める方法により二酸化炭素の削減の量に換算した量
- (5) 他の者が自主的に行った地球温暖化対策により削減され、又は吸収された温室効果ガスの量を自らが削減したものとみなすための取引の実施 当該地球温暖化対策により削減され、又は吸収された二酸化炭素の量として市長又は市長の指定する機関が認証した量

（事業者排出量削減報告書の提出期限）

第16条 条例第30条第1項に規定する別に定める日は、7月31日とする。

（特定事業者以外の事業者による事業者排出量削減計画書の提出）

第17条 条例第34条第1項に規定する別に定める日は、同項に規定する評価を受けようとする年度の9月30日とする。

2 第14条から前条までの規定（第14条第1項を除く。）は、条例第34条第1項の規定により同項の事業者が事業者排出量削減計画書を提出する場合について準用する。

（特定建築物の規模）

第18条 条例第36条第1項に規定する別に定める建築物は、その床面積（増築の場合にあっては、当該増築に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートル以上の建築物とする。

（建築物排出量削減計画書等の提出）

第19条 条例第36条第1項に規定する別に定める日は、特定建築物の新築等に係る工事に着手する日から起算して21日前の日とする。

2 条例第36条第3項に規定する届出書は、建築物排出量削減計画変更届（第5号様式）とする。

（届出を要しない軽微な変更）

第20条 条例第36条第3項ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げる

ものとする。

- (1) 建築物の床面積の変更を伴わない計画の変更
 - (2) 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の値の変化を伴わない計画の変更
- (工事完了の届出)

第21条 条例第38条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 届出に係る建築物の名称及び所在地
- (3) 新築又は増築の別
- (4) 工事の完了年月日
- (5) 届出に係る建築物について温室効果ガスの排出の量を削減するために実施した措置の内容

（特定建築主以外の建築主による建築物排出量削減計画書の提出）

第22条 条例第39条第1項に規定する別に定める日は、建築物の新築等に係る工事に着手する日から起算して21日前の日とする。

2 第19条から前条までの規定（第19条第1項を除く。）は、条例第39条第1項の規定により同項の者が建築物排出量削減計画書を提出する場合について準用する。

（身分証明書）

第23条 条例第59条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、第6号様式とする。
附則の次に次の6様式を加える。

第1号様式（第7条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛先) 京都都市長	年月日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	
適用範囲	
導入年月日	年月日
認証番号	
基本方針	
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	
目標を達成するための取組の内容	
目標を達成するための取組の進捗状況	
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	
事業活動に係る法令の遵守の状況	
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。

新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	年月日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		()年度	()年度	()年度	合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入	台	台	台
		賃借	台	台	台
	燃料電池自動車の台数	購入	台	台	台
		賃借	台	台	台
	合計台数①	台	台	台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入	台	台	台
		賃借	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入	台	台	台
		賃借	台	台	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入	台	台	台
		賃借	台	台	台
	合計台数②	台	台	台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		台	台	台	台
購入等をした新車の合計台数④		台	台	台	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	年月日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。		
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①
		台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②
		台
		合 計 ③ (① + ②)
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④
		台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤
		台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥
		台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧	
		台
	合 計 (③ + ⑦ + ⑧)	台
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの	
		キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨
		キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩
		キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率
		キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第4号様式（第14条関係）

事業者排出量削減計画変更届

(宛先) 京都市长	年月日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 -

□第27条第3項 京都市地球温暖化対策条例 □第34条第2項において準用する同条例第27条第3項 の規定により届け出ます。		
変更の内容	変更する事項	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第5号様式（第19条関係）

建築物排出量削減計画変更届

(宛先) 京都市长	年月日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 -

京都市地球温暖化対策条例 <input type="checkbox"/> 第36条第3項 <input type="checkbox"/> 第39条第2項において準用する同条例第36条第3項 の規定により届け出ます。		
変更の内容	変更する事項	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第6号様式(第23条関係)

		第 号
		身分証明書
所 属		
職 名		
氏 名		
年 月 日生		
上記の者は、京都市地球温暖化対策条例第59条第1項の規定により立入調査、立入検査又は質問を行う職員であることを証明します。		
年 月 日	京都市長	印

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室)